

新しい総合事業に係るQ&A

平成28年12月14日時点

NO.	分類	質 問	回 答	担当係
1	請求関係	<p>予防専門型訪問サービスについて、当初、週2回程度の(Ⅱ)型を算定していたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか？</p>	<p>従来の介護予防訪問介護と同様、下記のように取り扱います。                      「平成18年3月27日付け介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&amp;A (Vol.2) 5」の内容から変更はありません。</p> <p>状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬区分については、定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はありません。                      なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から、支給区分を変更することもあり得ます。</p>	介護保険課 指導係
2	請求関係	<p>NO.1に関連して、予防専門型訪問サービスについて、区分変更により月途中で要支援度が変更となった(要支援1⇔要支援2)ことを機に、週2回のサービス提供から週1回のサービス提供に変更した場合の報酬区分はどうか？</p>	<p>区分変更により月途中で要支援度が変更となった場合であっても、報酬区分については、月途中で変更する必要はありません。                      ただし、訪問サービスについて、要支援2であった者が週2回を超える程度の(Ⅲ)型を算定していた場合であって、月途中で、要支援1に変更となった場合は、認定日以降は週2回程度の(Ⅱ)型を算定することとなります。</p>	介護保険課 指導係
3	請求関係	<p>次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？                      ①介護給付の訪問介護を利用している要介護者が、認定更新時に要支援者と判定され、総合事業サービスを利用する場合                      ②総合事業サービスを利用している者が、翌月から別の事業所で、同一種類の総合事業サービスを利用する場合                      ③介護予防訪問介護を利用している要支援者が、認定有効期限到来時に総合事業へ移行する予定であったところ、認定有効期限をまたいで入院し、退院後に総合事業サービスを利用する場合</p>	<p>①総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。(新規で総合事業サービスを利用する場合と同様)                      ②総合事業サービスにかかる利用者と変更後の事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。                      ③認定有効期限到来時に、介護予防訪問介護から総合事業サービスへの移行がなされている(入院により利用実績がないだけである)ため、総合事業サービス及び介護予防訪問介護については、ともに日割り算定を行いません。                      ただし、介護予防訪問介護について、今後の利用予定がなく契約解除していた事例において、改めて総合事業サービスにかかる契約を交わし利用を開始した場合は、総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。</p> <p>なお、契約日については、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いが定められておりますので、留意してください。</p>	介護保険課 指導係